

わらべ幼稚園 重要事項説明書（2026年度）

1 施設運営者

名 称	学校法人服織学園 幼保連携型認定こども園 わらべ幼稚園
代表者氏名	理事長 酒井政男
所 在 地	静岡市葵区千代1丁目4番15号
電 話 番 号	054-278-1505
法人設立年月日	昭和57年3月18日
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の運営

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
運営方針	<p>私たちは園長、教職員で話し合い次のような子どもを育てることを目標とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生命を大切にする子ども ② じょうぶな身体をもつ子ども ③ 周りのものに深い関心をよせ、よく考え、意欲的に行動する子ども ④ 自分の発見したことや考えを表現できる子ども ⑤ 仲間の中で成長し、仲間を大切にする子ども

3 施設の概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	わらべ幼稚園
開 設 年 月 日	平成30年4月1日
施 設 の 所 在 地	静岡市葵区千代1丁目4番15号
連 絡 先	電話番号 054-278-1505 F A X 054-278-1505
事 業 所 番 号	01253
管 理 者	園長 大内 真由美

利 用 定 員	満3歳以上の児童【1号】	75人
	満3歳以上の児童【2号】	21人
	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	13人
	満1歳児【3号】	6人
職 員 数	保育教師19人 事務員1名 栄養士1名 調理師2人 バス運転手2人 添乗員3人	
嘱 託 医	小児科医 小林正二医師 TEL 054-253-9101 アヒルの子歯科医院 鈴木亜梨紗医師 TEL 054-246-2222	

4 開園日・開園時間及び休園日

教育・保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日を休園とする。 2号・3号認定児は夏季・年末年始・年度末に希望保育の日を設けます。希望する方のみ保育をしますが、ご家族（祖父母の方）の協力を頂きながら、なるべく休めるようにご協力お願いします なお、教育標準時間認定（1号認定）こどもについては、長期休業を休園とする ・夏季休業 7月終業式後から2学期始業式前まで ・冬季休業 12月終業式後から3学期始業式前まで ・春季休業 卒園式後から4月始業式前まで	
	教育・保育を提供する時間	
	教育標準時間認定	午前8時30分から午後3時まで
	保育標準時間認定	午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で保育を必要とする時間
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分時までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までの範囲内で時間外保育を実施。

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	104508㎡
建物	構造	鉄骨木造3階建

	延床面積	777.23㎡	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	保育室	5室	256㎡
	遊戯室	1室	46.95㎡
	調理室	1室	36.06㎡
	職員室	1室	34.95㎡
	トイレ	4室	44.1㎡
	倉庫	3室	70.42㎡
	プール	1	27.55㎡

本園では「静岡県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年静岡県条例第107号。以下「市条例」という。）の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（2025年4月1日現在）

職 種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	幼稚園教諭・保育士	人	
副園長	人	幼稚園教諭・保育士	人	
主幹教諭	2人	幼稚園教諭・保育士	人	
保育教師	11人	幼稚園教諭・保育士	5人	幼稚園教諭・保育士・看護師
栄養士	1人	栄養士免許	人	
調理師	1人	調理師免許	1人	
事務員	1人		人	
運転手	人		2人	2種大型運転免許
バス添乗員	人		3人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

(1) 教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

(2) 毎日の教育・保育の流れ

*開園時間

月曜日～金曜日 7:30～18:30

保育時間はそれぞれの申請により変わります

土曜保育について 土曜日 7:30～16:00

土曜保育を希望される方は勤務証明書で確認の上お預かりします

ご両親のどちらかがお休みの場合はお家で過ごして頂きますようご協力お願いいたします

勤務表を確認し園より表を配布します。希望される方は月初めに申込書を提出してください
 一日の教育・保育スケジュールは、下記のとおり。

0歳児・1歳児 1日の過ごし方			2歳児 1日の過ごし方		
時間	標準時間認定	短時間認定	時間	標準時間認定	短時間認定
7:30	順次登園 健康観察	時間外保育	7:30	順次登園 健康観察	時間外保育
8:30		順次登園 健康観察	8:30		順次登園 健康観察
9:00	遊び・散歩 水分補給		9:00	遊び・散歩 水分補給	
10:30	食事準備 食事		11:30	食事準備 食事	
12:00	昼寝（食べ終わった子から）		13:00	昼寝（食べ終わった子から）	
14:30	目覚め おやつ		14:30	目覚め おやつ	
16:30		降園	16:30		降園
18:30	降園	時間外保育	18:30	降園	時間外保育

3歳児・4歳児・5歳児 1日の過ごし方			
時間	標準時間認定	短時間認定	1号認定
7:30	順次登園	時間外保育	
8:00	健康観察		預かり保育
8:30		順次登園 健康観察	順次登園
9:00	自由遊び 朝の集まり 課題遊び・リズム遊び・散歩など (木曜日はリュックの日)		
12:00	給食準備・食事		
13:00	自由遊び 午後の活動		
14:30			降園準備
15:00	おやつ		一斉降園
16:30		降園	預かり保育
17:30		時間外保育	
18:30	降園		

*年間計画は別紙にてお知らせします

(3) 食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。薄味・本物の味を大切にし和食中心に独自の献立をたてています
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

*アレルギー児について

近年、食物アレルギーを持つお子さんが増えています

給食を提供するにあたって、**アレルギー児は年度初め医師の診断書を提出していただきます**
また、年度が変わるごとに確認のため診断書が必要です。アレルギーが解除になりましたら医師の証明が必要です。(園に書類があります)

(4) 健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、すくすくノートに記載します。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、すくすくノートに記載します。

(5) その他

子育て支援事業の実施

わらべランド 月1回未就園児遊びの会を行います 全10回

8 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担 (保育料)

支給認定保護者が教育・保育の提供を受けた際は、本園に対し、支給認定を受けた市が定める保育料をお支払いいただきます

実費徴収

項目	対象年齢	金額	
給食費 (1号認定) 主食費 (1,000円)	3・4・5歳児	月額	5,000円
給食費 (2号認定) 主食費 (1,500円)	3・4・5歳児	月額	6,200円
道具代	1・2歳児	入園児	2,500円程度
	3・4・5歳児	入園児	8,000円
被服費	3.4.5歳児	入園児	12,000円程度

年間教材費	0～5歳児	年額	乳児 3,600円 幼児 5,000円
預かり保育費用	3・4・5歳児	時間	最初1時間 200円 その後1時間 100円
絵本代	全園児	月額	500円
通信費	全園児	月額	700円
備蓄食費	全園児	入園時	1500円

※ 上記のほか、園外保育（遠足）の交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

* 3歳～5歳の保育料は無償です * 0歳～2歳 第2子は保育料が無償になります

* 園児の日常の写真をとりんくフォトで毎月見ることができます費用は通信費に含まれます

(3) 一時預かり、延長保育料

対象	時間	料金
教育標準時間認定 1号認定児	午前8時から午前8時30分	日額 100円
	午後3時から午後5時30分	上記記入
	長期休業中 給食代+おやつ代別途	時間単位
保育短時間認定	午前7時30分から午前8時30分	朝夕込みで
	午後4時30分から午後6時30分	日額 200円

預かり保育の料金は毎月末集計し、月初めに現金で集金します

9 支払方法

(1) 口座振替払（引落日：毎月18日・28日）しずおか焼津信用金庫

10 病気の対応

(1) 保護者への連絡

* 発熱 37.5度以上の発熱時・嘔吐下痢・咳こみ・腹痛の様子でお知らせします。

なるべく早くお迎えに来てください

* 保護者の方への連絡は工作中でも取れるようにしておいてください

(2) 緊急時の対応

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(3) 与薬 与薬依頼書 ホームページよりダウンロードできます

なるべく園での与薬がないように朝夕の2回の与薬など医師と相談してください

与薬が必要な場合は与薬申し込み用紙に記入し薬と用紙を1回分ずつ持たせてください

(4) 登園許可書 ホームページよりダウンロードできます

* 意見書（医師の証明が必要）

感染症（おたふく風邪・プール熱・水ぼうそう等法定伝染病）にかかった場合

* 登園届（医師の証明はいらないが保護者が病院名など記入）

感染症（溶連菌感染症・手足口病・ヘルパンギーナ・リンゴ病）にかかった場合

* インフルエンザ・コロナウイルス感染症は感染症経過報告書に記入して下さい

(5) その他

- アレルギー喘息・食物アレルギー・熱性けいれんのお薬を園で預かる時は医師の診断書必要です 保護者の方と相談の上、使用方法を決めます
 - 食物アレルギーに関する調査票を入園までに提出
 - 食物アレルギーのあるお子さんは園長と給食の担任とで話し合います
 - 乳幼児医療受給者証のコピーを提出 健康保険証はマイナンバーと組み合わせている方もいますので、保険証番号のみ記入していただきます

11 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校に就学した時。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなった時。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

* 働き方が変わった場合（職場・育児休業・傷病など）届け出が必要です

12 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	C h u b b 保険株式会社	
保険の種類	J K 保険（園総合補償制度） 賠償責任保険	
保険の内容	1 事故につき	4 億円
	1 名につき	1 億円

13 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：葵消防署 届出日：平成19年4月 防火管理者：園長 大内 真由美
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 大内 真由美
-------------	-----------

15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決責任者	園長 大内 真由美	
苦情受付担当者	主幹教諭 石橋 ひふみ	
第三者委員	松下 秀子	連絡先 054-908-8373
	清野 文雄	連絡先 054-278-2312
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	

16 その他

- 1 わらべ幼稚園では一人ひとりのお子様と寄り添い丁寧に保育をしていきます
保護者様も、わらべ幼稚園の教育方針並びに保育に賛同し、子どもたちの成長を
一緒に見守って欲しいと思います。

*幼稚園では保育中のお子様の様子や行動を保護者の方と話し合います

その際、専門機関と相談することが大事だと判断した場合、専門機関をお勧めする
ことがあります

2 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護法が制定され わらべ幼稚園でも個人情報の取り扱いにつきましては
個人情報に関する規程を定めているところです。下記留意点と利用目的の更なる適正管理
してまいります

留意点

1 個人情報の取扱いについて

- (1) 個人情報の利用は利用目的の範囲内で適正に行う
- (2) 個人情報を廃棄する際は第三者への漏洩に注意し、安全・確実な方法で廃棄する
- (3) 業務上知りえた情報は漏らすことはしません

2 職場での行動について

- (1) 幼稚園での会話や机上に注意を払い、文章、メモ等を含む情報の安全性を確保する
- (2) 重要な情報を含んだ機器（パソコン、記録媒体など）及び文章については責任者を
明確に定め、個人的な判断で持ち出さない
- (3) パソコン、文章等の盗難、紛失の防止策をとる

3 保護者様へのお願い

- (1) 開かれた幼稚園、保護者支援を目指すうえで、ホームページの活用（ホームページ
が新しくなります）や、園だよりや報道機関の取材などで、子どもたちの写真、
画像の提供も考えられます

保護者の方の同意をいただきたいと思います。別紙同意書にご記入ください

(2) 保護者様のSNSなどの掲載について

同意を得ないで園の行事や他のお子様の写真等の掲載はご遠慮ください

同意書

教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者：認定こども園わらべ幼稚園 園長 大内 真由美 _____

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、同意しました。

2026年 月 日

保護者住所： _____

保護者氏名： _____

児童との続柄： _____

園児 氏 名： _____

***個人情報の掲載について (ホームページや報道取材などで)**

① から③のどこかに記入して下さい

① 写真等の掲載をしても構いません 保護者 氏名 _____

② 写真等の掲載は一切やめてください 保護者氏名 _____

③ ホームページや報道取材などはやめて欲しいが園便りなどの掲載は構いません

保護者氏名 _____